

令和8年2月1日執行予定
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

選挙公営・公費負担限度額に関する事項

志布志市選挙管理委員会

目次

1 公営負担手続について	④- 2
(1) 契約締結の届出	④- 2
(2) 確認の申請	④- 3
(3) 証明書の交付	④- 4
(4) 費用の請求	④- 4
2 公費負担の対象とその限度額	④- 5
〔契約書見本及び確認書見本〕	
1 一般乗用旅客自動車運動事業者との運送契約（ハイヤー）による場合	
選挙運動用自動車使用契約届出書	④- 7
運送契約書（作成例）	④- 9
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	④- 10
請求書（選挙運動用自動車の使用）	④- 11
請求内訳書	④- 12
2 1に掲げる場合以外の場合	
選挙運動用自動車使用契約届出書	④- 13
車両賃貸契約書（作成例）	④- 15
選挙運動用自動車燃料供給契約書（作成例）	④- 16
自動車運転契約書（作成例）	④- 17
選挙運動用自動車燃料代確認申請書	④- 18
選挙運動用自動車燃料代確認書	④- 19
選挙運動用自動車使用証明書	④- 20
請求書（選挙運動用自動車の使用）	④- 23
請求内訳書	④- 24
3 選挙運動用ビラ	
選挙運動用ビラ作成契約届出書	④- 27
選挙運動用ビラ作成契約書（作成例）	④- 28
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	④- 29
選挙運動用ビラ作成枚数確認書	④- 30
選挙運動用ビラ作成証明書	④- 31
請求書（選挙運動用ビラの作成）	④- 32
請求内訳書	④- 33
4 選挙運動用ポスター	
選挙運動用ポスター作成契約届出書	④- 34
選挙運動用ポスター作成契約書（作成例）	④- 35
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	④- 36
選挙運動用ポスター作成枚数確認書	④- 37
選挙運動用ポスター作成証明書	④- 38
請求書（選挙運動用ポスターの作成）	④- 39
請求内訳書	④- 40

1 公費負担手続について

この制度は、志布志市長・市議会議員選挙について、候補者と契約の相手方（以下「契約業者等」という。）との間で交わされた選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、志布志市が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

供託物の没収者については、志布志市は負担しないので、その経費は自己負担となります。

また、供託物没収とならない者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。

以下、各手続について説明します。

(1) 契約締結の届出

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約（有償契約）を締結した場合には、直ちにその届出をしなければなりません。

(ア) 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。

「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー業者等）との契約でなければならず、ハイヤー等の借上げ契約（自動車、燃料代、運転手のすべてを含む契約）をいいます。（④-7）

次に「その他の契約」とは、「自動車の借り入れ」、「燃料の購入」、「運転手の雇用」のそれぞれ個別の契約をいいます。ただし、「その他の契約」の場合において、契約業者等が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限り、公費負担の対象となります。

いずれ契約ごとに契約届出書を提出してください。

(イ) 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成については、一定限度額の範囲内であれば無料で作成することができるものとされています。有償契約ごとに契約届出書（選挙運動用ビラの作成：④-27、選挙運動用ポスターの作成：④-34）を提出してください。

イ 契約書等（写）の添付

各契約の届出書には、契約書の写しを添付してください。

公費負担の対象となるのは、有償契約を締結した場合です。無償の場合は公費負担の対象になりません。

なお、契約の内容については、必ずしも、契約書という名称を有する書類の写しには限られませんが、有償契約である以上、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業

者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。契約書の書式例（④-9、15~17、28、35）を参考にしてください。

また、消費税等のあるものの単価は、消費税等を含んだ額となります。

なお、選挙運動用自動車の使用（自動車の借り入れ、燃料の供給及び運転手の雇用）を除く、他の契約の締結に際しては、契約書に印紙の貼付が必要です。

ウ 届出の時期

立候補の届出前に有償契約が締結された場合には立候補届出後直ちに、立候補の届出後に有償契約が締結された場合には有償契約後直ちに届け出てください。

エ 契約変更の届出

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を各契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添付して届け出てください。

（2）確認の申請

ア 有償契約の相手ごとにその契約のうち公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

複数の業者等と有償契約するような場合は、それぞれの業者等に対して確認した額（枚数）の合計が、公費負担の限度額（枚数）の範囲内ではなければなりません。従って、複数の業者等との契約をしているような場合、確認申請にあってはどの業者等と、どれ位の経費を公費負担の対象とするかを検討しておかなければなりませんし、又、契約業者等ごとに申請書を作成しなければなりません。

なお、この申請は契約の締結の届出をしたものに限られます。

（ア）選挙運動用自動車燃料代……………（④-18）

選挙運動用自動車の使用に関し、確認申請が必要なものは自動車燃料代のみです。

（イ）ビラ作成枚数……………（④-29）

（ウ）ポスター作成枚数……………（④-36）

※ 記載方法については、様式の備考欄を参照してください。

イ この申請は契約業者等ごとに行い、それぞれの申請書にはすでに確認を受けた（又は確認申請中のものの）金額又は枚数を確認する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

ウ 確認書の交付

志布志市選挙管理委員会は、確認の上、確認書を候補者に交付しますが、この確認書は直ちに契約業者等に提出してください。

（3）証明書の交付

有償契約により契約締結の届出をした候補者は、次により証明書を作成し、契約の相手方に各1部を交付しなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用

(ア) 一般運送契約

（一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約） ······ (4)-10

(イ) その他の契約

① 自動車の借入れ ······ (4)-20

② 燃料の購入 ······ (4)-21

③ 運転手の雇用 ······ (4)-22

イ ビラの作成 ······ (4)-31

ウ ポスターの作成 ······ (4)-38

※1 証明書作成の要領

上記証明書は、契約ごとに作成してください。

※2 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が志布志市に対し代金を請求する際に添付しなければなりません。

(4) 費用の請求

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が、供託物が没収されないこと（開票後の選挙会で決定される）を確認の上、選挙期日後すみやかに、下記により請求書（内訳書を含む）を作成し、志布志市（志布志市選挙管理委員会事務局）に提出してください。

ア 選挙運動用自動車の使用 ······ (4)-11、23

内訳書 (ア) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 ··· (4)-12

(イ) その他の契約

① 自動車の借入れ ······ (4)-24

② 燃料代 ······ (4)-25

③ 運転手 ······ (4)-26

イ ビラの作成 ······ (4)-32

内訳書 ······ (4)-33

ウ ポスターの作成 ······ (4)-39

内訳書 ······ (4)-40

※1 請求書の作成等

上記区分に従い、それぞれの契約ごとにそれぞれ1部作成してください。

※2 添付書類

請求書を提出するときは、候補者から交付される確認書（燃料代、ビラ作成、ポスター作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。（燃料代については、給油伝票の写しの添付も必要です。）

※3 候補者の供託物の没収

供託物は、選挙区ごとに、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」という。）に達しないときに没収され、供託物没

収点は次の算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の定数}} \times \frac{1}{10}$$

(定数：市長 1 人、市議会議員 16 人)

2 公費負担の対象とその限度額

(1) 選挙運動用自動車の公費負担額（市長・市議会議員選挙 共通）

ア 一般運送契約の場合

区分	限度単価 A(円)	選挙運動期間 B(日)	公費負担限度額 A × B = C(円)
計	64,500	7	451,500

イ その他の契約の場合

区分	限度単価 A(円)	選挙運動期間 B(日)	公費負担限度額 A × B = C(円)
自動車の借入れ	16,100	7	112,700
燃料の供給	7,700	7	53,900
運転手の雇用	12,500	7	87,500
計	36,300	7	254,100

(2) 選挙運動用ビラの公費負担額

区分	限度単価 A(円)	限度枚数 B(枚)	公費負担限度額 A × B = C(円)
市長選挙	8.38	16,000	134,080
市議会議員選挙	8.38	4,000	33,520

(3) 選挙運動用ポスターの公費負担額

区分	限度単価 A(円)	限度枚数 B(枚)	公費負担限度額 A × B = C(円)
市長選挙	995	216	214,920
市議会議員選挙	995	216	214,920

積算根拠 (詳細)

公費負担の対象		公費負担の対象	公費負担の限度額
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日について 64,500 円。総額は 1 日あたりこの額を限度として、選挙運動期間の合計額。 (無投票の場合、1 日分 64,500 円が限度)	
	2 ア 自動車借入契約 (レンタル等)	選挙運動用自動車として使用された各日について 16,100 円。総額は 1 日あたりこの額を限度として、選挙運動期間の合計額 (無投票の場合、1 日分 16,100 円が限度)	①契約業者等が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る ②選挙運動期間内で、1 (一般運送契約) を選択した日は、2 (その他の契約) の計算では選挙運動の日数から除いて計算する
	2 イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円 × 選挙運動の日数 (無投票の場合、日数は 1 日)
	2 ウ 運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については 1 人に限る。)	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について 12,500 円。総額は 1 日あたりこの額を限度として、選挙運動期間の合計額。 (無投票の場合、1 日分 12,500 円が限度)
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価 (右に示す単価の限度額以内) に作成枚数を乗じた金額	1 単価 8 円 38 錢 2 作成限度枚数 市長 16,000 枚 市議会議員 4,000 枚 ※ 頒布できるビラは 2 種類以内	
タスボの作成	当該候補者を通じて、作成単価 (右に示す単価の限度額以内) に作成枚数を乗じた金額	1 単価 995 円 $\frac{(586.88 \times 216 + 88,000)}{216} = 995 \text{ 円}$ (小数点以下は切上げ) 2 作成限度枚数 216 枚 (掲示場の数)	

選挙運動用自動車使用契約届出書

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年1月**日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長**・市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

志布志市選挙管理委員会委員長 **米田 司春** 様

自筆の場合は押印不要

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
R8.1.**	志布志市有明町野神9999番地 野神ハイヤー(株) 宇都鼻 太郎	令和8年1月25日から 令和8年1月31日まで	540,000 円	鹿児島300 ぬ 13-57
	最長で告示日から投開票日前日まで それ以外の期間は公費負担不可	実際の契約額(総額)を記載	実際に使用する 車のナンバー等を記載	

2 1に掲げる場合以外の場合

(1) 自動車の借入れ

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		借入期間等	契約金額	
		から まで	円	
		から まで	円	
		から まで	円	

(2) 運転手の雇用

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契 約 内 容		備考
		雇用期間等	契約金額	
		から まで	円	

(3) 燃料代

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契 約 内 容		備考
		燃料供給を受ける車両情報	契約金額	
			円	
			円	
			円	
			円	

備考

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 燃料代にあっては、単価契約を締結した場合には、備考欄に契約単価を記載すること（なお、契約金額の欄には、契約の見込額を記載して差し支えない。）。
- 3 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市長選挙/志布志市議会議員選挙候補者〇〇△△（以下、「甲」という。）と□□××（以下、「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動に使用するため
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 □□（車種） 鹿児島300 あ 12-34
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで ○日間
- 5 契約金額 〇〇〇円（内訳 1日□□□円×△日間）
- 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、志布志市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志布志市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志布志市には請求できない。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲 志布志市長選挙候補者
住 所 鹿児島県志布志市～～～～～
氏 名 〇〇△△ 印

乙 住 所 鹿児島県志布志市～～
名 称 □□××
代表者 □□×× 印

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年2月**日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

記

自筆の場合は押印不要

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
一般乗用旅客自動車運送 事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあ つてはその代表者の氏名	氏名又は 名称 住所 法人の代 表者氏名	志布志市有明町野神9999番地 野神ハイヤー(株) 宇都鼻 太郎
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
鹿児島300 ぬ 13-57	令和8年1月25日から 令和8年1月31日まで	540,000 円
最長で告示日から投票日以前まで それ以外の期間は公費負担不可	実際の契約額(総額)を記載 公費負担は64,500円/日	円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 運送事業者等が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までとする。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(運送等契約区分の欄の1)とそれ以外の契約(運送等契約区分の欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているため、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られるため、その指定をした1台のみについて記載すること。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の車両については、志布志市に支払を請求することはできない。

請求書（選挙運動用自動車の使用）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年 2月 ** 日

請求する方の情報

個人→住所・氏名・押印

法人→所在地・法人名、代表者の役職と氏名・押印

志布志市長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所 志布志市松山町泰野1111番地

氏名 又は 名称 泰野レンタル（株）

法人にあってはその代表者氏名 代表取締役 枇榔島 一郎 印

記

請求書なので押印必須

1 請求金額	別紙の請求額と完全一致させること	→ 451,500 円
2 内訳	別紙請求内訳書のとおり	該当する方を○で囲う
3 選挙の名称	令和8年2月1日執行 志布志市長・市議会議員 選挙	
4 候補者の氏名	志布志 華子	
5 金融機関名等		
金融機関名	そお鹿児島農業協同組合	本・支店名 本所
預金種別	普通	口座番号 0000000
フリガナ	タイルンタル(カ タヒヨウトリシマリヤク ビウジマ 仔吻)	
口座名	泰野レンタル（株） 代表取締役 枇榔島 一郎	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内に限られる。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 志布志 華子

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
令和〇年×月△日	77,000円×1台 = 77,000	64,500円×1台 =64,500円	64,500 円	
計			451,500 円	

備考 請求金額の欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

選挙運動用自動車使用契約届出書

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年1月**日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長**・市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

志布志市選挙管理委員会委員長 **米田 司春** 様

自筆の場合は押印不要

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

(1) 自動車の借入れ

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		借入期間等	契約金額	
R8.1.**	志布志市松山町泰野1111番地 泰野レンタル(株) 枇榔島 一郎	令和8年1月25日から 令和8年1月31日まで	140,000円	鹿児島500 わ 12-34
	最長で告示日から投開票日前日まで それ以外の期間は公費負担不可	から まで	円	実際の契約額(総額)を記載 公費負担上限は16,100円/日
		から まで	円	

(2) 運転手の雇用

運転手は、1日1人が公費負担の上限

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		雇用期間等	契約金額	
R8.1.**	志布志市志布志町内之倉12345番地 森山 直次郎	R8.1.25 から R8.1.28 まで	50,000 円	
R8.1.**	志布志市志布志町内之倉12345番地 森山 直三郎	R8.1.29 から R8.1.31 まで	37,500 円	
		から まで	円	実際の契約額(総額)を記載 公費負担上限は12,500円/日
		から まで	円	

(3) 燃料代

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		燃料供給を受け る車両情報	契約金額	
R8.1.**	志布志市有明町伊崎田9876番地 みなど石油(株) 港 町子	鹿児島480 も 17-56	28,050 円	187円/L
R8.1.**	志布志市志布志町安楽6666番地 山宮燃料(株) 竹ノ山 富士夫	鹿児島480 も 17-56	46,750 円	187円/L
実際に使用する車両を記載 レンタカーで(1)で申請する場合はその車、 自分の車を使用する場合はその情報を記載		単価契約の場合、「見込額」の記載	円	単価契約の場合、その内容を記載 公費負担上限は最大で合計53,900円 (自動車を動かさない日は7,700円/日を減額)
			円	

備考

- 契約書の写しを添付すること。
- 燃料代にあっては、単価契約を締結した場合には、備考欄に契約単価を記載すること(なお、契約金額の欄には、契約の見込額を記載して差し支えない。)。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

作成例**車両賃貸契約書**

志布志市長選挙/志布志市議会議員選挙候補者〇〇△△（以下、「甲」という。）と□□××（以下、「乙」という。）は、車両の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動に使用するため
- 2 車種及び登録番号又は車両番号 □□（車種） 鹿児島500 あ 56-78
- 3 台数 1台

4 使用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで ○日間

5 契約金額 〇〇〇円（内訳 1日□□□円×△日間）**6 使用上の義務等**

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を追うことよりもより、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、志布志市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志布志市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志布志市には請求できない。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲 志布志市長選挙候補者
住所 鹿児島県志布志市～～～～～
氏名 〇〇△△ ㊞

乙 住所 鹿児島県志布志市～～～
名称 □□××
代表者 □□×× ㊞

作成例**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

志布志市長選挙/志布志市議会議員選挙候補者〇〇△△（以下、「甲」という。）と□□××（以下、「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給目的

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで ○日間

2 供給場所

所在地 鹿児島県志布志市～～～～～
名 称 △△会社 ×□給油所

3 車種及び登録番号又は車両番号 □□（車種） 鹿児島 500 あ 56-78

4 契約金額 ○〇〇円

単会1リットルあたり〇〇〇.〇〇円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。（供給総量〇〇リットル）

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、志布志市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志布志市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に對し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志布志市には請求できない。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲 志布志市長選挙候補者
住 所 鹿児島県志布志市～～～～～
氏 名 ○〇△△ 印

乙 住 所 鹿児島県志布志市～～～～～
名 称 □□××
代表者 □□×× 印

志布志市長選挙/志布志市議会議員選挙候補者〇〇△△（以下、「甲」という。）と□□××（以下、「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する機関

令和　　年　　月　　日　から
令和　　年　　月　　日　まで　　〇日間
原則として毎日〇時〇分から△時△分まで

2 契約金額　〇　〇　〇　円（1日につき〇〇〇円）

3 運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号

□□（車種）　鹿児島500　あ　56-78

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、志布志市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志布志市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に對し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志布志市には請求できない。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

甲　志布志市長選挙候補者
住 所　鹿児島県志布志市～～～～～
氏 名　〇〇△△　印

乙　住 所　鹿児島県志布志市～～
氏 名　□□××　印

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の自動車燃料代につき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年1月**日

該当する方を○で囲う

志布志市選挙管理委員会委員長 **米田 司春 様**

令和8年2月1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

自筆の場合は押印不要

記

様式第1号に記載したものと完全に一致すること

1 契約年月日	令和8年1月**日		
2 契約の相手方の 氏名又は名称及び 住所並びに法人に あってはその代表 者の氏名	氏名又は 名称	みなと石油株式会社	レンタカーの場合は様式第1号と一致 その他の場合は、ここに使用する車両情報を記載する
	住所	志布志市有明町伊崎田9876番地	
	法人の代表 者氏名	港 町子	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自 動車の自動車登録番号又は車両番号	鹿児島480 も 17-56		
4 確認申請金額	様式第1号に記載したものと完全に一致すること		
	→ 28,050 円		

区分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	15,000 円	15,000 円
燃料代計 (a)+(b)	15,000 円	15,000 円
備 考		上限額は、7,700円/日 ※契約金額はこの上限を 超えてよいが、公費の 負担はこの金額まで

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出すること。
- 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 前回までの累積金額には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載すること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条第2号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長

印

記

1 選挙の名称

年 月 日 執行 選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額

円

備考

- 1 この確認書は、燃料供給業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付すること。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られる。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、志布志市に支払を請求することはできない。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年 2月 ** 日	該当する方を○で囲う
実際に選管に提出する日を記載	令和8年2月1日執行 志布志市長 市議会議員選挙
候補者	志布志 華子
記	自筆の場合は押印不要

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
一般乗用旅客自動車運送 事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあ つてはその代表者の氏名	氏名又は 名称	泰野レンタル(株)
	住所	志布志市松山町泰野1111番地
	法人の代表者氏名	枇榔島 一郎
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
鹿児島500 わ 12-34	令和8年1月25日から 令和8年1月31日まで	140,000 円
		円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 運送事業者等が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までとする。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(運送等契約区分の欄の1)とそれ以外の契約(運送等契約区分の欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているため、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られるため、その指定をした1台のみについて記載すること。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の車両については、志布志市に支払を請求することはできない。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和8年2月**日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長**・市議会議員選挙候補者 **志布志 華子**

記

自筆の場合は押印不要

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	みなと石油(株)		
	住所	志布志市有明町伊崎田9876番地		
	法人の代表者氏名	港 町子		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
R8.1.27	鹿児島480 も 17-56	20.00 L	3,740 円	
R8.1.28	同上	15.00 L	2,805 円	
R8.1.30	同上	48.15 L	9,005 円	
R8.1.31	同上	12.30 L	2,300 円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出すること。
- 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の欄、燃料供給量の欄及び燃料供給金額の欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。
- 燃料供給業者が志布志市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出した確認書の記載金額までとする。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年年 2月 **日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

記

自筆の場合は押印不要

運転手	住所	志布志市志布志町内之倉12345番地	
	氏名	森山 直次郎	
	雇用年月日	報酬の額	備考
	令和8年1月25日	15, 000 円	
	令和8年1月26日	12, 500 円	
	令和8年1月27日	12, 500 円	
	令和8年1月28日	12, 500 円	
実際の報酬額を記載する。公費負担上限は12,500円/日 1日10,000円(時間外勤務手当を支給する場合は15,000円) を超えて報酬を支払うことは公選法上できない			円
		円	
		円	
		円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出すること。
- 運転手が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までとする。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られるため、その指定をした1人について記載すること。
- 5の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、志布志市に支払を請求することはできない。

請求書（選挙運動用自動車の使用）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年2月**日

請求する方の情報
個人→住所・氏名・押印
法人→所在地・法人名、代表者の役職と氏名・押印

志布志市長 ○○○○様

住 所 志布志市松山町泰野1111番地
氏名 又は名稱 泰野レンタル(株)
法人にあってはその代表者氏名 代表取締役 枇榔島 一郎印

記

請求書なので押印必須

1 請求金額	別紙の請求額と完全一致させること → ***, *** 円		
2 内訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の名称	令和8年2月1日執行 志布志市長・市議会議員 選挙		
4 候補者の氏名	志布志 華子		
5 金融機関名等			
金融機関名	そお鹿児島農業協同組合	本・支店名	本所
預金種別	普通	口座番号	0000000
フリガナ	タイルンタル(カ タヒヨウトリシマリヤク ビウジマ 仔ウ		
口座名	泰野レンタル(株) 代表取締役 枇榔島 一郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する四けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内に限られる。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

候補者氏名 志布志 華子

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
令和〇年×月△日	20,000円×1台 = 20,000	16,100円×1台 = 16,100円	16,100 円	
計			112,700 円	

備考 請求金額の欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載すること。

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
R7.1.27	鹿児島480 も 17-56	187円×20.00L = 3,740円		
R7.1.28	同上	187円×15.00L = 2,805円		
R7.1.30	同上	187円×48.15L = 9,005円		
R7.1.31	同上	187円×12.30L = 2,300円		
		円×L = 円		
		円×L = 円		
		円×L = 円		
計		17,850円	28,050円	17,850円

備考

- 1 基準限度額の欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載すること。
- 2 請求金額の欄には、(ア)の計の欄又は(イ)の計の欄のうち、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 4 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の欄及び販売金額(ア)の欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

(3) 運転手

候補者氏名 志布志 華子

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額
R8.1.25	15,000 円	12,500円	12,500 円
R8.1.26	12,500 円	12,500円	12,500 円
R8.1.27	12,500 円	12,500円	12,500 円
R8.1.28	12,500 円	12,500円	12,500 円
	円	12,500円	円
	円	12,500円	円
	円	12,500円	円
計			50,000 円

備考 請求金額の欄には、（ア）又は（イ）のうちいざれか少ない方の額を記載すること。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年1月**日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長**・市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

志布志市選挙管理委員会委員長 **米田 司春** 様

自筆の場合は押印不要

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8.1.**	志布志市有明町野井倉1756番地 (株)印刷の甚兵衛 鈴木 一朗	枚 16,100	円 134,000	
		公費負担上限枚数 市長選 16,000枚 市議選 4,000枚		単価の上限 8円38銭/枚 →市長選 134,080円 市議選 33,520円 ※契約金額はこの上限を超えてもよいが、公費の負担はこの金額まで

備考

- 契約書の写しを添付すること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市長選挙/志布志市議会議員選挙候補者〇〇△△（以下、「甲」という。）と□□××（以下、「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ

2 数 量 〇〇〇〇〇枚

3 契約金額 〇〇〇〇〇円（1枚当たりの単価 〇〇円〇〇銭）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、志布志市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志布志市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に對し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志布志市には請求できない。

令和〇年〇月〇日

甲 志布志市長選挙候補者
住 所 鹿児島県志布志市～～～～～
氏 名 〇〇△△ 印

乙 住 所 鹿児島県志布志市～～
名 称 □□××
代表者 □□×× 印

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 1月 ** 日

実際に選管に提出する日を記載

志布志市選挙管理委員会委員長 米田 司春 様

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

自筆の場合は押印不要

記

1 契約年月日	8年1月**日		
2 契約の相手方の 氏名又は名称及び 住所並びに法人に あってはその代表 者の氏名	氏名又は 名称	(株)印刷の甚兵衛	
	住所	志布志市有明町野井倉1756番地	
	法人の代表 者氏名	鈴木 一朗	
3 確認申請枚数	16,000枚		

様式第2号に記載したものと完全に一致すること

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	16,100枚	16,000枚
枚数計 (a)+(b)	16,100枚	16,000枚
備考		公費上限枚数 市長選 16,000枚 市議選 4,000枚 ※契約枚数はこの上限を 超えてよいが、公費の 負担はこの枚数まで

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出すること。
- 前回までの累積枚数には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

確認番号 第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第8条の規定により、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長

印

記

1 選挙の名称

年 月 日 執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和8年2月**日

実際に選管に提出する日を記載

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

記

自筆の場合は押印不要

ビラ作成業者の 氏名又は名称 及び住所並びに法 人にあってはその 代表者の氏名	氏名又は 名称 (株)印刷の甚兵衛	
住所	志布志市有明町野井倉1756番地	公費上限枚数 市長選 16,000枚 市議選 4,000枚
法人の代表者氏名	鈴木 一朗	
作成枚数	単価の上限 8円38銭/枚 →市長選 134,080円 市議選 33,520円	16,100 枚
作成金額		134,000 円
備考	※契約金額はこの上限を 超えてよいが、公費の 負担はこの金額まで	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出すること。
- ビラ作成業者が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。
 - 枚数 公職選挙法第142条第1項第6号に定める枚数まで
 - 限度額 8円38銭×確認された作成枚数=限度額（1円未満の端数は切上げ）

請求書（選挙運動用ビラの作成）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年 2月 ** 日

請求する方の情報
個人→住所・氏名・押印
法人→所在地・法人名、代表者の役職と氏名・押印

志布志市長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所 志布志市有明町野井倉1756番地
氏名 又は 名称 (株)印刷の甚兵衛
法人にあってはその代表者氏名 代表取締役社長 鈴木一朗 印

記

請求書なので押印必須

1 請求金額	***, *** 円		
2 内訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の名称	令和8年2月1日執行 志布志市長 市議会議員 選挙		
4 候補者の氏名	志布志 華子		
5 金融機関名等			
金融機関名	鹿児島銀行	本・支店名	志布志支店
預金種別	普通	口座番号	0123456
フリガナ	カインザツノジンベエ ダヒヨウトリシマリヤク スズキイチロー		
口座名	(株)印刷の甚兵衛 代表取締役 鈴木 一朗		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出すること。
- 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。

候補者氏名 志布志 華子

	単価	枚数	金額
作成金額	A 8.375 円	B 16,000 枚	A × B = C 134,000 円
基準限度額	D 8.37 円	E 16,000 枚	D × E = F 134,080 円
請求金額	G 8.37 円	H 16,000 枚	G × H = I 134,000 円

備考

- 1 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 2 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載すること。
- 4 I欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円として記載すること。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 1月 **日

該当する方を○で囲う

令和8年 2月 1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙候補者 **志布志 華子**志布志市選挙管理委員会委員長 **米田 司春** 様

自筆の場合は押印不要

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8. 1. **	志布志市有明町蓬原3333番地 (株)たこ八印刷 佐藤 洋子	枚 216	円 220,000	
	公費負担上限枚数 市長選・市議選ともに 216枚 (掲示場の数)		上限額 586円88銭×216+88,000=214,767円 ※契約金額はこの上限を超えてもよいが、 公費の負担はこの金額まで	

備考

- 契約書の写しを添付すること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

志布志市長選挙/志布志市議会議員選挙候補者〇〇△△（以下、「甲」という。）と□□××（以下、「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号のポスター

2 数 量 〇〇〇〇〇枚

3 契約金額 〇〇〇〇〇円（1枚当たりの単価 〇〇円〇〇銭）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、志布志市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、志布志市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に對し、不足額を速やかに支払うものとする。

但し、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は志布志市には請求できない。

令和〇年〇月〇日

甲 志布志市長選挙候補者
住 所 鹿児島県志布志市～～～～～
氏 名 〇〇△△ 印

乙 住 所 鹿児島県志布志市～～
名 称 □□××
代表者 □□×× 印

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年 1月 **日

該当する方を○で囲う

志布志市選挙管理委員会委員長 **米田 司春 様**

令和8年 2月 1日執行 **志布志市長・市議会議員選挙**

候補者

志布志 華子

自筆の場合は押印不要

記

1 契約年月日	令和8年 1月 **日	
2 契約の相手方の 氏名又は名称及び 住所並びに法人に あってはその代表 者の氏名	氏名又は 名称	(株)たこ八印刷
	住所	志布志市有明町蓬原3333番
	法人の代表 者氏名	佐藤 洋子
3 確認申請枚数	216枚	

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	220枚	216枚
枚数計 (a)+(b)	220枚	上限枚数 市長選・市議選 ともに 216枚 (掲示場の数) ※作成枚数はこの上限を 超てもよいが、公費の 負担は216枚まで
備考		216枚

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出すること。
- 前回までの累積枚数には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

志布志市選挙管理委員会委員長

印

記

1 選挙の名称

年 月 日 執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。

選挙運動用ポスター作成証明書

実際に選管に提出する日を記載

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和8年1月**日

該当する方を○で囲う

令和8年2月1日執行 **志布志市長** 市議会議員選挙

候補者

志布志 華子

記

自筆の場合は押印不要

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	(株)たこ八印刷
	住所	志布志市有明町蓬原3333番地
	法人の代表者氏名	佐藤 洋子
作成枚数		公営上限枚数 市長選・市議選 とともに 216枚 (掲示場の数)
作成金額		220,000 円
当該選挙における ポスター掲示場数	実際に掲示板に掲示した数	216か所
備考		上限額（1枚当たりの単価） (586円88銭×216+88,000)/216=995円 ※契約金額はこの上限を超えてよいが、 公費の負担はこの金額まで

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。
- ポスター作成業者が志布志市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、志布志市に支払を請求することはできない。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。

(1) 枚数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{88,000円 + 586円88銭 \times ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数} = \text{単価} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

志布志市議会議員及び志布志市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和7年志布志市条例第17号）第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

実際に選管に提出する日を記載

令和8年 2月 ** 日

請求する方の情報
個人→住所・氏名・押印
法人→所在地・法人名、代表者の役職と氏名・押印

志布志市長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所 志布志市有明町蓬原3333番地
氏名 又は 名称 (株)たこ八印刷
法人にあってはその代表者氏名 佐藤 洋子

記

請求書なので押印必須

印

1 請求金額	***, *** 円		
2 内訳	別紙請求内訳書のとおり		
3 選挙の名称	令和8年 2月 1日執行 志布志市長 市議会議員 選挙		
4 候補者の氏名	志布志 華子		
5 金融機関名等			
金融機関名	ゆうちょ銀行	本・支店名	七八八支店
預金種別	普通	口座番号	0123456
フリガナ	か カコハチイナツ ダ ハヨウトリシリヤク サトウヨウコ		
口座名	(株)たこ八印刷 代表取締役 佐藤 洋子		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出すること。
- 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、志布志市に支払を請求することはできない。

候補者氏名 志布志 華子

当該選挙におけるポスター掲示場数			216 箇所		
	単価	枚数	金額		
作成金額	A 960 円	B 216 枚	A × B = C	207,360	円
基準限度額	D 995 円	E 216 枚	D × E = F	214,920	円
請求金額	G 960 円	H 216 枚	G × H = I	207,360	円

備考

1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載すること。

2 D欄には、次により算出した額を記載すること。

$$\frac{88,000\text{円} + 586\text{円} \times 88\text{枚} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \text{1円未満の端数は切上げ}$$

3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。

4 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の金額を記載すること。

5 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載すること。

6 I欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円として記載すること。